

別表六(十八)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
国際戦略総合特別区域の名称	1						
特定国際戦略事業の内容	2						
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	指定法人の指定法人事業実施計画 に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
	取 得 年 月 日	7	・	・	・	・	・
	特定国際戦略事業 の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「25」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税 額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額 </div>						額 の 計 算	
							円
(11)のうち(7)が平成31年4月1日 以後であるものに係る額の合計額		14		当 期 税 額 基 準 額	22		
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額		15		$(21) \times \frac{20}{100}$			
(14)のうち(6)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額		16		当 期 税 額 控 除 可 能 額	23		
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額		17		((20)と(22)のうち少ない金額)			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{12}{100}$ $+((13)+(17)) \times \frac{6}{100}$	18		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額	24		
	$((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{10}{100}$ $+((15)-(17)) \times \frac{5}{100}$	19		(別表六(六)「7の⑬」)			
税 額 控 除 限 度 額 (18) + (19)		20		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	25		
				$(23) - (24)$			
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(十八) 平三十一・四・一以後終了事業年度分